

東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けた地域における申告期限等の延長について

朝日町では、次の地域の納税者を対象に、朝日町税条例第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、町税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。

◆対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

▼平成 23 年 3 月 11 日現在、岩手県・宮城県・福島県に住所等があった方

東北地方太平洋沖地震が発生した平成 23 年 3 月 11 日以後に到来する朝日町税の申告・納付等の期限が、別途町長が定める日まで自動的に延長されています。

なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかにつきましては、今後の状況に十分配慮して検討していきます。

▼平成 23 年 3 月 11 日現在、青森県・茨城県に住所等があった方

平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 28 日までの間に到来する朝日町税の申告・納付等の期限が、平成 23 年 7 月 29 日に延長されました。